

京都市地球温暖化対策条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 88 号

京都市地球温暖化対策条例施行規則等の一部を改正する規則
(京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則 (第1条～第3条)

第2章 本市による地球温暖化対策 (第4条・第5条)

第3章 事業者及び市民等による地球温暖化対策

第1節 事業者及び市民等の取組 (第6条・第7条)

第2節 特定事業者の義務 (第8条・第9条)

第3節 特定排出機器販売者の表示等の義務 (第10条～第12条)

第4節 自動車販売事業者の説明等の義務 (第13条・第14条)

第4章 事業者排出量削減計画書等の提出 (第15条～第18条)

第5章 エネルギー消費量等報告書の提出 (第19条～第21条)

第6章 建築物に係る地球温暖化対策

第1節 建築物排出量削減計画書の提出 (第22条～第26条)

第2節 特定建築物における地域産木材の利用等 (第27条～第31条)

第3節 建築物環境配慮性能の表示 (第32条・第33条)

第4節 建築士の説明等の義務 (第34条～第36条)

第5節 特定緑化建築物等の緑化等の義務 (第37条～第40条)

第7章 雑則 (第41条・第42条)

附則

第1章 総則

第2条を削る。

第3条第1項中「第2条第1項第6号ア」を「第2条第1項第7号ア」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第2条第1項第6号イ」を「第2条第1項第7号イ」に

改め、同条第3項中「第2条第1項第6号ウ」を「第2条第1項第7号ウ」に改め、同条第4項中「第2条第1項第6号エ」を「第2条第1項第7号エ」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「第3条第1項」を「第4条」に、「第2条各号」を「条例第2条第1項第3号アからキまで」に、「令第3条」を「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第3条」に改め、「森林」の右に「及び緑地」を、「整備」の右に「並びに農地の管理」を加え、同条を第3条とし、同条の次に次の章名及び1条を加える。

第2章 本市による地球温暖化対策

（再生可能エネルギー電気等）

第4条 条例第11条第1項第1号イに規定する別に定めるものが付与された電気は、次に掲げるものにより再生可能エネルギー電気以外の電気に再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気とする。

- (1) 非化石証書（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第2項に規定する非化石エネルギー源をいう。）を利用して得られる電気としての価値の取引を可能にするために、当該価値を証するものをいう。）のうち、再生可能エネルギー電気としての価値を証するもの
- (2) グリーン電力証書（再生可能エネルギー電気の環境への配慮に係る価値を証する書類として一般財団法人日本品質保証機構から認証を受けたものをいう。以下同じ。）
- (3) J-クレジット（地球温暖化対策により削減され、又は吸収された温室効果ガスの量を証するものとしてJ-クレジット制度認証委員会から認証を受けたものをいう。）のうち、再生可能エネルギー利用設備の設置により温室効果ガスの排出量が削減されたものであるという価値として証するもの

第5条各号列記以外の部分中「第10条第1項第2号」を「第11条第1項第4号」に改め、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第3章 事業者及び市民等による地球温暖化対策

第1節 事業者及び市民等の取組

第6条中「第16条第4項」を「第18条第4項」に改める。

第34条本文中「環境政策局長」を「環境政策局地球環境・エネルギー担当局長」に改め、同条ただし書中「第6章」を「第7章」に改め、同条を第42条とする。

第33条中「第59条第2項」を「第74条第2項」に、「第13号様式」を「第10号様式」に改め、同条を第41条とする。

第32条第1項中「第54条」を「第69条」に、「第12号様式」を「第9号様式」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第40条とし、同条の次に次の章名を付する。

第7章 雑則

第31条各号列記以外の部分中「第52条第2項ただし書」を「第67条第2項ただし書」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 特定緑化建築主の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）の変更を伴わない変更
- (2) 緑化施設の面積を増加させる変更その他の変更後において緑化施設の面積が第37条第3項に規定する緑化施設の面積以上となることが明らかな変更

第31条を第39条とする。

第30条第1項中「第52条第1項」を「第67条第1項」に、「第10号様式」を「第7号様式」に改め、同条第2項中「第52条第1項」を「第67条第1項」に改め、同条第3項中「第52条第2項」を「第67条第2項」に、「第11号様式」を「第8号様式」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条を第38条とする。

第29条第1項から第4項までの規定中「第50条第1項」を「第65条第1項」に改め、同条第5項中「第50条第3項」を「第65条第3項」に改め、同条を第37条とする。

第28条第1項中「第47条第1項」を「第60条第1項」に、「第8号様式」を「第5号様式」に改め、同条第2項中「第47条第2項」を「第60条第2項」に、「第9号様式」を「第6号様式」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条を第33条とし、同条の次に次の1節及び節名を加える。

第4節 建築士の説明等の義務

(建築士が説明を要する建築物の規模)

第34条 条例第63条第1項に規定する別に定める建築物は、その床面積（増築の場合にあっては、当該増築に係る部分の床面積）の合計が10平方メートル以上の建築物とする。ただし、建築物省エネ法第18条各号のいずれかに該当する建築物を除く。

(建築士の説明事項)

第35条 条例第63条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

ただし、設計を行う建築物の床面積（増築の場合にあっては、当該増築に係る部分の床面積）の合計が300平方メートル未満の場合にあっては、第2号及び第3号に掲げるものを除く。

- (1) 再生可能エネルギー利用設備を設置することによる環境への負荷の低減に関する情報
- (2) 設置することが可能な再生可能エネルギー利用設備
- (3) 再生可能エネルギー利用設備を設置することにより利用することが可能な再生可能エネルギーの量
- (4) その他市長が定めるもの
(書面の保管)

第36条 条例第64条に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 説明をした年月日（建築主から説明を要しない旨の意思の表明があったときは、その表明があった年月日）
- (2) 建築主の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (3) 設計を行う建築物の建築を予定する場所
- (4) 建築士の氏名、その者の一級建築士（建築士法第2条第2項に規定する一級建築士をいう。）、二級建築士（同条第3項に規定する二級建築士をいう。）又は木造建築士（同条第4項に規定する木造建築士をいう。）の別及びその者の登録番号（同法第10条の24第2項第1号に規定する登録番号をいう。）
- (5) 説明をした内容（建築主から説明を要しない旨の意思の表明があったときは、その旨）
- (6) その他市長が定めるもの

2 条例第64条に規定する別に定める日は、設計を行った建築物の新築等に係る工事が完了した日から起算して3年を経過した日とする。

第5節 特定緑化建築物等の緑化等の義務

第27条各号列記以外の部分中「第46条第2項」を「第59条第2項」に改め、同条を第32条とする。

第26条第1項中「第42条第1項」を「第55条第1項」に、「第6号様式」を「第3号様式」に改め、同条第2項中「第42条第1項」を「第55条第1項」に改め、同

条第3項中「第42条第2項」を「第55条第2項」に、「第7号様式」を「第4号様式」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条を第30条とし、同条の次に次の1条及び節名を加える。

(地域産木材の利用及び再生可能エネルギー利用設備の設置の変更の届出を要しない軽微な変更)

第31条 条例第55条第2項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 特定建築主の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)の変更を伴わない変更
- (2) 地域産木材の量を増加させる変更その他の変更後において地域産木材の量が第27条に規定する地域産木材の量以上となることが明らかな変更
- (3) 再生可能エネルギー利用設備の種類の変更を伴わない変更
- (4) 利用することが可能な再生可能エネルギーの量を増加させる変更その他の変更後において利用することが可能な再生可能エネルギーの量が第29条第1項第2号に規定する再生可能エネルギーの量以上となることが明らかな変更

第3節 建築物環境配慮性能の表示

第25条第1項各号列記以外の部分中「第41条」を「第54条」に改め、同項第1号キ中「次に掲げる」を「市長が定めるやむを得ない」に、「アからカまでに掲げる」を「アの」に、「再生可能エネルギーを電力」を「再生可能エネルギー源を電気」に改め、同号キ(ア)から(カ)までを削り、同条を第29条とする。

第24条第1項各号列記以外の部分中「第40条」を「第53条」に改め、同条を第28条とする。

第23条各号列記以外の部分中「第40条」を「第53条」に改め、同条を第27条とする。

第22条第1項中「第39条第1項」を「第52条第1項」に改め、同条第2項中「第19条から」を「第23条から」に、「第19条第1項」を「第23条第1項」に、「第39条第1項」を「第52条第1項」に改め、同条を第26条とし、同条の次に次の節名を付する。

第2節 特定建築物における地域産木材の利用等

第21条第1項各号列記以外の部分中「第38条第1項」を「第51条第1項」に改

め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第25条とする。

第20条の見出し中「に係る」を「の」に改め、同条各号列記以外の部分中「第36条第3項ただし書」を「第49条第3項ただし書」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 特定建築主の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）の変更を伴わない変更
- (2) 特定建築物に係る温室効果ガスの排出の量を削減するために実施しようとする措置の内容の変更を伴わない変更
- (3) 建築環境総合性能評価システムによる評価の結果の変更を伴わない変更

第20条を第24条とする。

第19条第1項中「第36条第1項」を「第49条第1項」に改め、同条第2項中「第36条第3項」を「第49条第3項」に、「第5号様式」を「第2号様式」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条を第23条とする。

第18条各号列記以外の部分中「第36条第1項」を「第49条第1項」に、「次に掲げるもの」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第18条各号のいずれかに該当する建築物」に改め、同条各号を削り、同条を第22条とする。

第17条第1項中「第34条第1項」を「第44条第1項」に改め、同条第2項中「第14条から」を「第15条から」に、「第14条第1項」を「第15条第1項」に、「第34条第1項」を「第44条第1項」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の1章並びに章名及び節名を加える。

第5章 エネルギー消費量等報告書の提出

(準特定事業者)

第19条 条例第45条第1項に規定する別に定める面積は、1,000平方メートルとする。

(エネルギー消費量等報告書の提出期限)

第20条 条例第45条第1項に規定する別に定める日は、5月31日とする。

(準特定事業者以外の事業者によるエネルギー消費量等報告書の提出期限)

第21条 条例第47条第1項に規定する別に定める日は、同項に規定する指導及び助言を受けようとする年度の5月31日とする。

第6章 建築物に係る地球温暖化対策

第1節 建築物排出量削減計画書の提出

第16条中「第30条第1項」を「第40条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第15条各号列記以外の部分中「第29条第2項」を「第39条第2項」に改め、同条第3号中「再生可能エネルギーを利用して得た電力又は熱」を「再生可能エネルギー電気又は再生可能エネルギー源を利用して得られる熱」に改め、同条第4号中「(再生可能エネルギーを利用して得た電力の環境への配慮に係る価値を証する書類として別に定めるものをいう。)」を削り、「再生可能エネルギーを利用して得た熱」を「再生可能エネルギー源を利用して得られる熱」に、「別に定めるもの」を「一般財団法人日本品質保証機構から認証を受けたもの」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項中「第27条第1項」を「第37条第1項」に改め、同条第2項中「第27条第3項」を「第37条第3項」に、「第4号様式」を「第1号様式」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「第25条第3項」を「第35条第3項」に、「第8条第4項各号」を「第9条第4項各号」に改め、「新車販売実績報告書(第3号様式)により」を削り、同条を第14条とし、同条の次に次の章名を付する。

第4章 事業者排出量削減計画書等の提出

第12条各号列記以外の部分中「第25条第1項」を「第35条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「第24条第1項」を「第34条第1項」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の節名を付する。

第4節 自動車販売事業者の説明等の義務

第10条中「第24条第1項」を「第34条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第9条各号列記以外の部分中「第24条第1項」を「第34条第1項」に改め、同条第2号中「蛍光灯のみを主光源とするものに限る」を「卓上スタンド用蛍光灯器具を除く」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項各号列記以外の部分、第2項各号列記以外の部分及び第3項中「第23条第1項」を「第33条第1項」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「第23条第1項第1号」を「第33条第1項第1号」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 電気自動車

第8条第4項第2号中「水素」を「燃料電池自動車（水素）」に改め、「自動車」の右に「をいう。）」を加え、同条第5項各号列記以外の部分中「第23条第1項第2号」を「第33条第1項第2号」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 電力併用自動車

第8条第5項第2号中「専ら」を「天然ガス自動車（専ら）」に改め、「自動車」の右に「をいう。）」を加え、同項第3号中「、液化石油ガス又は軽油」を「又は液化石油ガス」に改め、「自動車」の右に「(第1号及び第3号に該当するものを除く。）」を加え、「を満たす」を「に適合する」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) ハイブリッド自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガス（以下「自動車排出ガス」という。）の排出の抑制に資するもの（第1号に該当するものを除く。）をいう。）

(4) クリーンディーゼル車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）第41条第1項第7号の基準に適合するものをいう。）

第8条第6項中「第23条第2項」を「第33条第2項」に改め、「、新車購入等報告書（第2号様式）により」を削り、同条を第9条とし、同条の次に次の節名を付する。

第3節 特定排出機器販売者の表示等の義務

第7条第1項各号列記以外の部分中「第22条第1項第3号」を「第32条第1項第3号」に改め、同条第2項中「第22条第2項」を「第32条第2項」に改め、「、環境マネジメントシステム導入報告書（第1号様式）により」を削り、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条及び節名を加える。

(駐車施設)

第7条 条例第19条に規定する別に定める駐車施設は、一戸建ての住宅の敷地内の駐車施設（当該住宅の所有者、管理者又は占有者が使用するものに限る。）以外の駐車施設とする。

第2節 特定事業者の義務

別表中「第29条関係」を「第37条関係」に改める。

第1号様式から第3号様式までを削る。

第4号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第27条第3項」を「第37条第3項」に、「第34条第2項」を「第44条第2項」に改め、同様式を第1号様式とする。

第5号様式中「第19条関係」を「第23条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第36条第3項」を「第49条第3項」に、「第39条第2項」を「第52条第2項」に改め、同様式を第2号様式とする。

第6号様式中「第26条関係」を「第30条関係」に改め、同様式（表面）注以外の部分中「第42条第1項」を「第55条第1項」に改め、同様式（裏面）注以外の部分中「第40条」を「第53条」に、「第24条第1項第1号」を「第28条第1項第1号」に、「第24条第1項第2号」を「第28条第1項第2号」に、「第24条第1項第3号」を「第28条第1項第3号」に、「地域産木材を利用する用途」を「利用する地域産木材の用途」に、

「

	利用することが可能な再生可能エネルギーの量
--	-----------------------

を

「

利用しなければならない再生可能エネルギーの量	メガジュール/年
------------------------	----------

に、

「再生可能エネルギー利用設備の種類」を「設置する再生可能エネルギー利用設備の種類及び利用することが可能な再生可能エネルギーの量」に改め、同様式（裏面）注中「木材」を「地域産木材」に改め、同様式を第3号様式とする。

第7号様式中「第26条関係」を「第30条関係」に改め、同様式中「第42条第2項」を「第55条第2項」に改め、同様式を第4号様式とする。

第8号様式中「第28条関係」を「第33条関係」に改め、同様式1及び2中「第47条第1項」を「第60条第1項」に改め、同様式を第5号様式とする。

第9号様式中「第28条関係」を「第33条関係」に改め、同様式1及び2中「第47条第2項」を「第60条第2項」に改め、同様式を第6号様式とする。

第10号様式中「第30条関係」を「第38条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第52条第1項」を「第67条第1項」に、

利用することが可能な屋上の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	屋 上 面 積	平方メートル	を
-----------------	---	---------	--------	---

利用することが可能な屋上の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	屋 上 面 積	平方メートル	に
京都市地球温暖化対策条例第65条第1項の規定により設けなければならない緑化施設の面積		地 上 部	平方メートル	
		建 築 物 の 屋 上 等	平方メートル	
		合 計	平方メートル	

改め、同様式を第7号様式とする。

第11号様式中「第30条関係」を「第38条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第52条第2項」を「第67条第2項」に改め、同様式を第8号様式とする。

第12号様式中「第32条関係」を「第40条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第54条」を「第69条」に改め、同様式を第9号様式とする。

第13号様式中「第33条関係」を「第41条関係」に、「第59条第1項」を「第74条第1項」に改め、同様式を第10号様式とする。

第2条 京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 建築物環境配慮性能の表示（第32条・第33条）」を「第3節 建築物環境配慮性能の表示（第32条・第33条）」に、
「第4節 建築士の説明等の義務（第34条～第36条）」を「第4節 建築士の説明等の義務（第34条～第36条）」に、
「第5節 建築士の説明等の義務（第37条～第39条）」を「第5節 建築士の説明等の義務（第37条～第39条）」に、
「第6節 建築士の説明等の義務（第40条～第43条）」を「第6節 建築士の説明等の義務（第40条～第43条）」に、
「第41条・第42条」を「第44条・第45条」に改める。

第9条第3項中「50パーセント」を「3分の2」に改める。

第29条第1項第2号中「年間30,000メガジュール」を「1年につき、特定

建築物の床面積（増築の場合にあつては、当該増築に係る部分に限る。）の合計に1平方メートル当たり30メガジュールを乗じて得た量（当該量が450,000メガジュールを超える場合にあつては、450,000メガジュール）」に改める。

第42条を第45条とする。

第41条中「第74条第2項」を「第76条第2項」に、「第10号様式」を「第11号様式」に改め、同条を第44条とする。

第40条中「第69条」を「第71条」に、「第9号様式」を「第10号様式」に改め、第6章第5節中同条を第43条とする。

第39条各号列記以外の部分中「第67条第2項ただし書」を「第69条第2項ただし書」に改め、同条第2号中「第37条第3項」を「第40条第3項」に改め、同条を第42条とする。

第38条第1項中「第67条第1項」を「第69条第1項」に、「第7号様式」を「第8号様式」に改め、同条第2項中「第67条第1項」を「第69条第1項」に改め、同条第3項中「第67条第2項」を「第69条第2項」に、「第8号様式」を「第9号様式」に改め、同条を第41条とする。

第37条第1項から第4項までの規定中「第65条第1項」を「第67条第1項」に改め、同条第5項中「第65条第3項」を「第67条第3項」に改め、同条を第40条とする。

第6章第5節を同章第6節とする。

第36条第1項各号列記以外の部分及び同条第2項中「第64条」を「第66条」に改め、第6章第4節中同条を第39条とする。

第35条各号列記以外の部分中「第63条第1項」を「第65条第1項」に改め、同条を第38条とする。

第34条本文中「第63条第1項」を「第65条第1項」に改め、同条を第37条とする。

第6章第4節を同章第5節とし、同章第3節の次に次の1節を加える。

第4節 準特定建築物における再生可能エネルギー利用設備の設置

（準特定建築物の規模）

第34条 条例第63条に規定する別に定める建築物は、その床面積（増築の場合にあつては、当該増築に係る部分の床面積）の合計が300平方メートル以上2,000

平方メートル未満の建築物とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 建築物省エネ法第18条各号のいずれかに該当する建築物
- (2) 市長が定めるやむを得ない事由により、第29条第1項第1号アの設備を設置することができず、又は設置することによっては次条に規定する熱量の再生可能エネルギーを利用することができない建築物

(準特定建築物等に設置すべき再生可能エネルギー利用設備)

第35条 条例第63条に規定する別に定める基準は、第29条第1項第1号アからカまでのいずれかに該当する設備で、同項第2号の算出基準により熱量に換算して、1年につき30,000メガジュール以上の再生可能エネルギーを利用することができるものであることとする。

(再生可能エネルギー利用設備の設置完了の届出)

第36条 条例第64条に規定する届出書は、再生可能エネルギー利用設備設置完了届(第7号様式)とする。

別表中「第37条関係」を「第40条関係」に改める。

第10号様式中「第41条関係」を「第44条関係」に、「第74条第1項」を「第76条第1項」に改め、同様式を第11号様式とする。

第9号様式中「第40条関係」を「第43条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第69条」を「第71条」に改め、同様式を第10号様式とする。

第8号様式中「第38条関係」を「第41条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第67条第2項」を「第69条第2項」に改め、同様式を第9号様式とする。

第7号様式中「第38条関係」を「第41条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第67条第1項」を「第69条第1項」に、「第65条第1項」を「第67条第1項」に改め、同様式を第8号様式とする。

第6号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式（第36条関係）

再生可能エネルギー利用設備設置完了届

(宛 先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名) 電話 ー

京都市地球温暖化対策条例第64条の規定により届け出ます。		
準 特 定 建 築 物	名 称	
	所 在 地	
	用 途	
	工 事 の 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築
	床 面 積 の 合 計	平方メートル (うち増築部分の面積 平方メートル)
	工 事 の 完 了 年 月 日	年 月 日
設置した再生可能エネルギー 利用設備の種類及び利用する ことが可能な再生可能エネ ルギーの量	太 陽 光 発 電 設 備	メガジュール/年
	太 陽 熱 利 用 設 備	メガジュール/年
	バ イ オ マ ス 利 用 設 備	メガジュール/年
	風 力 発 電 設 備	メガジュール/年
	水 力 発 電 設 備	メガジュール/年
	地 熱 発 電 設 備	メガジュール/年
	合 計	メガジュール/年

注1 該当する口には、レ印を記入してください。

- 2 利用することが可能な再生可能エネルギーの量については、その算定根拠を明らかにした計算書を添付してください。

(京都市環境保全推進会議規則の一部改正)

第3条 京都市環境保全推進会議規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改める。

(京都市1. 5℃を目指す地球温暖化対策推進本部規則の一部改正)

第4条 京都市1. 5℃を目指す地球温暖化対策推進本部規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条」を「第9条」に改め、同条第2号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第3号中「第10条第1項各号」を「第11条第1項各号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の規定 公布の日

(2) 第1条及び第4条並びに次項から附則第6項まで及び附則第8項の規定 令和3年4月1日

(3) 第2条(第9条第3項の改正規定を除く。)及び附則第7項の規定 令和4年4月1日

(4) 第2条中第9条第3項の改正規定 令和5年4月1日

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の京都市地球温暖化対策条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第22条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知(以下「確認の申請等」という。)がされる建築物について適用し、同日前に確認の申請等がされた建築物については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第24条(改正後の規則第26条第2項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に建築物排出量削減計画書を提出する者について適用し、同日前に建築物排出量削減計画書を提出した者については、なお従前の例による。

4 改正後の規則第29条の規定は、施行日以後に確認の申請等をする者について適用し、

同日前に確認の申請等をした者については、なお従前の例による。

5 改正後の規則第31条の規定は、施行日以後に地域産木材利用及び再生可能エネルギー利用設備設置届を提出する者について適用し、同日前に地域産木材利用及び再生可能エネルギー利用設備設置届を提出した者については、なお従前の例による。

6 改正後の規則第39条の規定は、施行日以後に緑化計画書を提出する者について適用し、同日前に緑化計画書を提出した者については、なお従前の例による。

7 第2条の規定による改正後の京都市地球温暖化対策条例施行規則第29条の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に確認の申請等をする者について適用し、同日前に確認の申請等をした者については、なお従前の例による。

(経過措置)

8 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(環境政策局地球温暖化対策室)